

## 新分野進出企業若年者雇用支援事業実施要領

### (事業の目的)

第1条 この事業は、山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例に基づき創設した基金を活用して、県内中小企業等において、若年の失業者を雇用して、新商品・新サービスの開発、新技術・新方式の導入等（以下「新商品開発等」という。）の企画及び実施に従事させることにより、その経営革新の促進を図り、もって県内産業の活性化と雇用機会の創出に資することを目的とする。

### (事業の内容)

第2条 この事業は、新商品開発等を行おうとする企業に対し委託して行う。

2 前項の受託を受けた企業は、失業者であって、40歳未満の者を1人以上新規に雇用するものとする。

3 前項に基づき新規に雇用する者（以下「新規若年雇用者」という。）は、新商品開発等の企画及び実施に従事させるものとする。

### (対象となる企業)

第3条 前条の企業は、中小企業者及び同等規模の産業活動を行う団体であって、県内に主たる事業所又は拠点となる事業所を有するもの（以下「県内中小企業等」という。）とする。

### (対象となる分野)

第4条 新商品開発等は、国の重点分野（介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用の分野をいう。）又は県選定分野（子育て・福祉、産業振興、情報通信の分野をいう。）に関するものとする。

### (受託企業の公募)

第5条 第2条に規定する委託を行うにあたって、県は、受託する県内中小企業等を公募するものとする。

2 受託を希望する県内中小企業等は、別に定める期日までに、事業計画書（様式第1）を県に提出するものとする。

### (選定方法)

第6条 委託する県内中小企業等の選定は、提出された事業計画書その他の提出書類に基づき、解決すべき課題、新商品開発等の内容、実現可能性、新規若年雇用者が携わる業務内容、その県内中小企業等の受賞歴その他必要な事項を勘案して行う。

### (委託契約の締結)

第7条 県は、前条の規定に基づき選定された県内中小企業等（以下「受託企業」という。）

と委託契約を締結する。

(新規若年雇用者の雇用)

第8条 受託企業は、新規若年雇用者を募集する際は、公共職業安定所等への求人申込のほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図るものとする。

(人材育成計画の策定)

第9条 受託企業は、新規若年雇用者に対し、職場での実務経験及び職場外での講義等の受講などの方法を組み合わせた人材育成計画を策定し、これに基づいて人材育成を行うものとする。

2 受託企業は、新規若年雇用者を雇用した日から20日以内に、前項の人材育成計画を県に提出するものとする。

(委託料の額)

第10条 委託料は、1社5,000,000円を上限とし予算の範囲内で支出する。

(委託経費及び額の調整)

第11条 委託料の対象となる経費は、新規若年雇用者の人件費、新規若年雇用者の研修費その他の新商品開発等の企画に要する経費とする。

2 委託料の額の1/2以上は、新規若年雇用者の人件費として支払わなければならない。

3 委託期間の終了時において、前項の割合を確認し、その割合が満たされていない場合は、新規若年雇用者の人件費に2を乗じた額に委託料を減額する。

4 委託料の額から新規若年雇用者の人件費を減じた額の3/5以上は、新規若年雇用者の研修費に充てなければならない。

5 委託期間の終了時において、前項の割合を確認し、その割合が満たされていない場合は、新規若年雇用者の研修費に5/3を乗じた額に新規若年雇用者の人件費を加えた額に委託料を減額する。ただし、その際に第3項に規定する場合に該当するときは、委託料は同項に定める額まで減額する。

(事業の実施期間)

第12条 事業期間は、委託契約の締結日から1年間とする。

2 事業期間は、県が必要と認める場合は、1回に限り更新することができる。ただし、その期間は、平成24年3月31日を超えないものとする。

(実績報告)

第13条 受託企業は、事業期間終了後速やかに、事業実績報告書(様式第2)を県に提出するものとする。

(委託料の支払)

第14条 委託料の支払いは、精算払いとする。ただし、受託企業が事業を遂行するために必要な場合は、別に定める範囲内で前金払いをすることができる。

2 前項ただし書きに基づき前金払いを行った場合で、第10条第3項及び第5項の規定により委託料の額が調整され、前払いされた金額が調整後の額を超えることとなったときは、受託企業は、その差額を返還しなければならない。

(委託契約の解除)

第15条 県は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、委託契約を解除することができる。

- (1) 受託企業が委託契約の内容に違反したとき
- (2) 受託企業の事業の処理が不相当と県が認めたとき
- (3) 受託企業が事業の遂行が困難であると県が認めたとき

2 前項により契約解除したときに、既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部について返還を請求することができる。

(帳簿等の整備・保管)

第16条 受託企業は、委託契約に係る雇用の状況及び賃金支払の状況を明らかにするため、総勘定元帳その他の会計関係帳簿類及び労働者名簿、出勤簿、賃金台帳その他の労働関係帳簿並びに新規に雇用する者が失業者であることを確認した方法及びその事実を証する書類等を整備し、事業期間終了後5年を経過した年度の5月31日まで保管しなければならない。

(調査・指導等)

第17条 県は、受託企業の事業実施に当たり、受託企業の求めに応じて指導・助言を行うとともに、効果的な運営のために協力する。

2 県は、必要に応じ、事業の実施状況及び経理状況について、必要な報告や書類等の提出を求め、又は実地に調査を行うことができる。

3 県は、受託企業の実施内容がこの事業の目的に反すると認められるときは、受託企業に対し必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。

(その他)

第18条 この要領及び山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業実施要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年10月20日から施行する。